第１章　地域の情勢と診断

Ⅰ．柳川市の情勢

１．柳川市の位置と沿革

本市は、福岡県南部、筑後平野の南西端にあり、市の南西は有明海に面し、東は瀬高町、南東は高田町、北西は大川市、北東は筑後市、大木町に接しています。

県庁所在地の福岡市まで約 50km、久留米市まで約 20km、大牟田市まで約 15km の距離に位置し、西鉄大牟田線などの公共交通機関を利用した主要都市への通勤・通学圏であり、利便性の高い地域となっています。

また、標高 0～5.6m の平坦な低平地であるため、水利用に厳しい制約があり、出水時には水害にみまわれる地域となっています。そのため、導水・貯水・遊水の機能を併せ持ったクリーク（掘割）が発達し、本市特有の景観を形づくっています。

図 1-1-1　位置図

2．自然条件

（1）気候

気候は、寒暖の差が比較的少なく温暖多雨の九州型気候区に属しています。平成 16 年の年間平均気温は、摂氏 17.1 度、年間降雨量は 1,636.0mm となっています。

表 1-1-1　気候概況

年次	年平均気温(℃)	年平均風速(m/s)	年平均湿度(%)	年間降雨量(mm)
平成 6 年	16.7	2.8	78	894.0
平成 7 年	15.5	2.4	81	1,930.5
平成 8 年	15.8	2.3	77	1,329.5
平成 9 年	16.4	3.0	77	2,342.0
平成 10 年	17.0	2.0	81	1,944.5
平成 11 年	16.4	2.3	79	1,681.0
平成 12 年	16.4	2.3	79	1,554.5
平成 13 年	16.5	2.3	79	1,938.0
平成 14 年	16.6	2.4	79	1,540.0
平成 15 年	16.5	2.4	81	1,792.5
平成 16 年	17.1	2.3	80	1,636.0

資料：九州農業試験場

（2）地形・地質

本市は、筑後川と矢部川によって形成された沖積層の上になる、標高 0～5.6m の平坦な低平地に位置しています。また、有明海に面する南西部は、古くから開拓・干拓された大小規模の干拓地が魚鱗状に広がる海面干拓地帯です。

地層は砂、粘土、礫からなる沖積層で、表土以下数十ｍに、極めて軟弱で含水率の高い「有明粘土層」が分布していることから、渇水期には地下水位の低下による地盤沈下が懸念されています。

（3）河川

本市の中央を矢部川水系沖端川・二ツ川・塩塚川等の河川が貫流、西端を筑後川、東端を矢部川が流れ、水環境に恵まれた地域となっています。また、本市にはこれら河川の治水・利水に向け、先人たちの苦悩と知恵の結果である、数多くの井堰やクリーク（掘割）

図 1-1-2　河川の状況

が形成されています。

特に「掘割」については、総延長 900km を超え、市内を網目状に張り巡らされています。掘割は、用排水機能、溜池のような貯留機能等の多様な機能を持ち合わせ、かつ昔から地域の人々の生活用水としても用いられてきました。そのため、農業水利施設として重要な役割を担っていることは言うに及ばず、すぐれた文化的・歴史的所産とも言えます。

図 1-1-3　掘割

しかしながら、区画整理によるほ場の統廃合や生活様式の変化等により、この掘割の水環境は著しく悪化してきました。

このため、水環境の改善及び掘割を生かしたまちづくりに向けた取り組みとして、旧柳川市において、平成 11 年に「柳川市掘割を守り育てる条例」（愛称「水の憲法」）が施行され、それに基づく潤いのあるまちづくりへの取り組みが進められています。

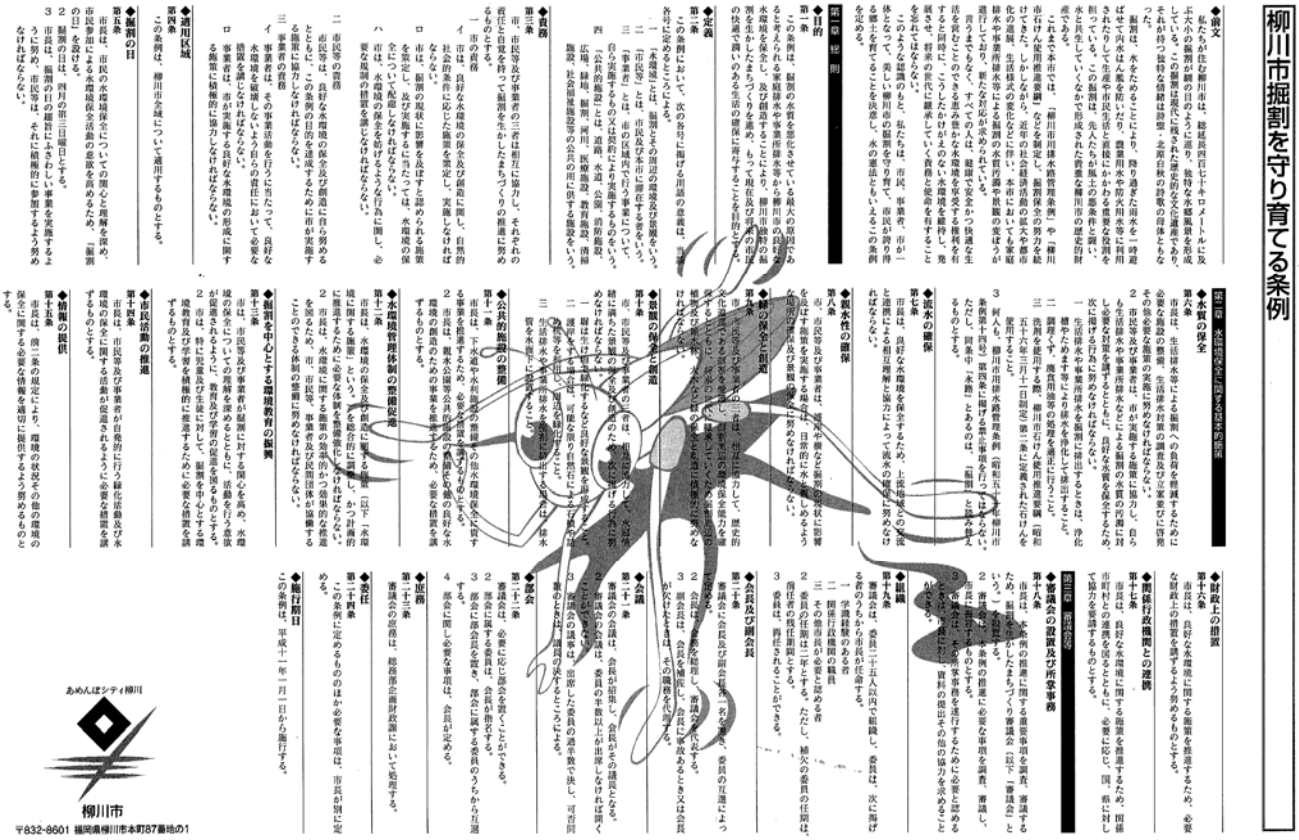
柳川市掘割を守り育てる条例

◆前文
私たちが住む柳川市は、総延長四百七十キロメートルに及ぶ大小の掘割が網の目のように巡り、独特な水郷風景を形成している。この掘割は現代に残された歴史的な文化遺産であり、それが持つ独特な景観は掘割・並木百任の詩歌の母体ともなった。
掘割は、水をためるここにより、降り過ぎた雨水を一時避けせて内水は農業用水等に利用されたり、農業用水や防火用水等に利用されたりして生活用水にかかわる重要な役割を担ってきた。この掘割は、美人たちが集まって洗濯をしたり、舟運に利用されたりして、豊かな自然とふれあう憩いの空間でもあった。
しかしながら、この掘割は、「柳川市掘割用排水管理条例」や「柳川市けんせつ建設事業」などを制定し、掘割保全の努力を続けてきたが、しかしながら、近年の急激な社会経済活動の拡大や都市化の進展、生活様式の変化などにより、本市において家庭排水や事業所排水等による掘割の水質汚濁が進行しており、豊かな自然が次第に失われていき、すべての人々が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな水環境を取り戻すことが同時に、こうしたかけがえのない水環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務と使命を有することを忘れてはならない。
このような認識のもと、私たちは、市民、事業者、市が一体となって、美しい柳川市の掘割を守り育てる郷土を育てることを決意し、水の憲法ともいえるこの条例を定める。

第一章　総則
◆目的
第一条　この条例は、掘割の水質を悪化させている最大の原因であるとみられる家庭排水や事業所排水等から柳川市の掘割の水環境を保全し、及び創造することにより、柳川市独特の掘割を生かしたまちづくりを進め、もって現在及び将来の市民の快適で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。
◆定義
第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　「水環境」とは、掘割とその周辺の環境及び景観をいう。
二　「市民等」とは、市民及び本市に滞在する者をいう。
三　「事業者」とは、市民及び本市に滞在する者のうち、自ら実施するもの又は契約により実施するものをいう。
四　「公共的施設」とは、道路、水道、公園、消防施設、広場、緑地、掘割、河川、医療施設、教育施設、清掃施設、社会福祉施設等の公共の用に供する施設をいう。
◆責務
第三条　市、市民等及び事業者の三者は相互に協力し、それぞれの責任と自覚を持って掘割を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。
一　市の責務
イ　市は、良好な水環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施しなければならない。
ロ　市は、掘割の現状に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、水環境の保全について配慮しなければならない。
ハ　市は、水環境の保全を図るそうな行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
二　市民等の責務
市民等は、良好な水環境の保全に自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。
三　事業者の責務
イ　事業者は、その事業活動を行うに当たって、良好な水環境を破壊しないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
ロ　事業者は、市が実施する良好な水環境の形成に関する施策に積極的に協力しなければならない。
◆適用区域
第四条　この条例は、柳川市全域について適用するものとする。
◆掘割の日
第五条　市民は、市民の水環境保全についての関心と理解を深め、市民参加による水環境保全活動の意欲を高めるため、「掘割の日」を設ける。
2　掘割の日は、四月の第三日曜日とする。
3　市民は、掘割の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努め、市民等は、それに積極的に参加するよう努めなければならない。

第二章　水環境の保全に関する基本的施策
◆水質の保全
第六条　市は、生活排水や事業所排水による掘割への負荷を軽減するために必要な施設の整備、生活排水対策の調査及び立案並びに啓発その他必要な施策の実施に努めなければならない。
2　市民等及び事業者は、市が実施する前項に掲げる施策に協力するとともに、自ら生活排水や事業所排水などによる掘割の水質の汚濁に対し必要な措置を講ずるとともに、自ら水質の浄化を図るよう努めなければならない。
3　何人も、柳川市掘割水質管理条例（昭和五十六年三月十二日制定）第二条に定義されている行為を使用すること。
一　特定施設から排出水を排出すること。
二　生活排水や事業所排水を排出すること。
三　浄化槽（同条第十四号）第四条に掲げる構造基準に適合しないこと。
四　前各号に掲げるもののほか、水質汚濁の原因となるおそれのある行為として規則で定めること。
◆流水の確保
第七条　市民等及び事業者は、良好な水環境を保全するため、上流地域及び下流地域との交流と連携による相互理解と協力によって流水の確保に努めなければならない。
◆親水性の確保
第八条　市民等及び事業者は、護岸など掘割の環境に影響を及ぼす施策を実施する場合は、自然的に水と親しめるような景観及び景観の保全に努めなければならない。
◆緑の保全と創造
第九条　市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、歴史的文化遺産である掘割の環境保全能力を確保するとともに、緑豊かな潤いのある水辺空間の植物及び動物の生息地としても重要な役割を果たすことから、緑の保全と創造に努めなければならない。
◆景観の保全と創造
第十条　市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、水辺環境と一体となった景観の保全及び創造のために、次の各号に掲げる事項を実施するように努めなければならない。
一　掘割をせき止めて貯水化するなど良好な景観を形成すること。
二　護岸をする場合は、可能な限り自然石による石積みとすること。
三　生活排水や事業所排水を掘割に排出する場合は、排水管を水面下に設置すること。
◆公共的施設の整備
第十一条　市は、下水道や水利施設の整備等の掘割環境保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
2　市民等及び事業者は、前項の事業の実施に協力するように努めるものとする。
◆水環境管理体制の整備促進
第十二条　水環境の保全を図るために掘割を管理する団体（以下「水環境管理団体」という。）は、かつ自発的に掘割の清掃をするなど、水環境の保全に必要な活動を積極的に行うように努めなければならない。
2　市は、水環境に関する重要な施策について水環境管理団体の意見を聴くものとし、水環境管理団体の育成及び活動の支援に必要な措置を講ずるように努めるものとする。
3　水環境管理団体は、市が実施する水環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。
◆市民活動の推進
第十四条　市民等及び事業者が自発的に行う緑化活動及び水環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
◆情報の提供
第十五条　市民等及び事業者が掘割に対する関心を高め、水環境の保全についての理解を深めるとともに、活動を行う意欲が促進されるように、教育及び学習の促進を図るものとする。
2　市は、特に児童及び生徒に対して、掘割を中心とする環境教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。
◆制則を中心とする環境教育の振興
第十三条　市は、市民等及び事業者が掘割に対する関心を高め、水環境の保全についての理解を深めるとともに、活動を行う意欲が促進されるように、教育及び学習の促進を図るものとする。
2　市は、特に児童及び生徒に対して、掘割を中心とする環境教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章　掘割保全審議会
◆審議会の設置及び所掌事務
第十八条　市長は、水環境の保全に関する重要事項を調査、審議するため、掘割保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じ、水環境の保全に関する条例の制定に必要な事項を調査、審議し、市長に答申するとともに、水環境づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。
3　審議会は、水環境の保全に関する条例の制定に必要な事項を調査、審議し、市長に答申するとともに、水環境づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。
◆組織
第十九条　審議会は、委員二十五人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
一　学識経験のある者
二　関係行政機関の職員
三　その他市長が必要と認める者
2　委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任されることができる。
◆会長及び副会長
第二十条　審議会に会長及び副会長一名を置き、委員の互選によって定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
◆会議
第二十一条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
◆部会
第二十二条　審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
2　部会に属する委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
4　部会に関し必要な事項は、会長が定める。
◆庶務
第二十三条　審議会の庶務は、経済部企画財政課において処理する。
◆委任
第二十四条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

◆財政上の措置
第十六条　市は、良好な水環境に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
◆関係行政機関との連携
第十七条　市は、良好な水環境に関する施策を推進するため、国、県その他関係行政機関に対し、必要に応じ、国、県に対して協力を要請するものとする。

◆施行期日
この条例は、平成十一年一月一日から施行する。

あめんぼシティ柳川
柳川市
〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地の1

図 1-1-4　水の憲法

（4）植生

市内を流れる掘割には、セキショウモなどの水生植物群落をはじめとした多様な水生植物がみられ、掘割が水生植物の生育環境として非常に高い潜在能力を持ち合わせていることが伺えます。その他としては寺社の境内林・屋敷林として植栽されているエノキやクスノキ、掘割沿いに広がるヤナギ・エノキ・ムクノキ等、地域の歴史的な景観を構成する植生がみられます。

本市でみられる貴重種を表 1-1-3 に「注目種リスト(植物相調査)」として示します。なお表中のカテゴリーは、表 1-1-2 に示す通りです。

（5）動物

本市では掘割や河川を生息空間とした、様々な種類の動物が見られます。特に掘割は河床勾配が小さく夏期にも流量を保っていることから、地域を特徴付ける生態系の基盤となっています。

また、広大な干潟をもつ豊穣の海「有明海」には多くの魚類・甲殻類・貝類の存在が確認され、他の海では見られない珍しい魚介類もたくさんみられます。

これらの中で貴重種として位置づけられているものを表 1-1-4 に「注目種リスト(魚類を除く動物相調査)」、表 1-1-5 に「注目種リスト(魚類相調査)」として示します。なお表中のカテゴリーは、表 1-1-2 に示す通りです。

表 1-1-2　レッドデータブックカテゴリー一覧

カテゴリーと略号	カテゴリーの定義
●絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
●野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種
●絶滅危惧Ⅰ(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種 ○絶滅危惧類ⅠA類(CR):ごく近い将来における絶滅の危険性がきわめて高い種 ○絶滅危惧類ⅠB類(EN):ⅠA類ほどではないが、将来における絶滅の危険性が高い種
●絶滅危惧Ⅱ(VU)	絶滅の危険が増大している種
●準絶滅危惧(NT)	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
●情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
●絶滅の恐れのある地域個体群	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅の恐れが高い個体群

注)・福岡県版 RDB ではこの他にカササギが該当する保全対策依存(CD)がある。
・カニ類・貝類は福岡県版 RDB では「絶滅危惧」というカテゴリーが設定され、これは環境庁カテゴリーの CR～EN に相当する。

表 1-1-3　注目種リスト（植物相調査）

No.	科名	種名	学名	産地、備考	福岡県	環境庁
維管束植物						
1	アカザ	ヒロハマツナ	Suaeda malacosperma	沿岸の塩沼地	CR	VU
2	スイレン	オグラコウホネ	Nuphar oguraense		EN	VU
3	ユキノシタ	タコノアシ	Penthorum chinense		VU	－
4	ゴマノハグサ	オオアブノメ	Gratiola japonica		CR	VU
5	トチカガミ	セキショウモ	Vallisneria natans	二ツ川水系	EN	－
6	ヒルムシロ	センニンモ	Nuphar oguraense		EN	－
7	イバラモ	イバラモ	Najas marina		CR	－
8	カヤツリグサ	イセウキヤガラ	Scirpus iseensis	沿岸の塩沼地	VU	－
植物群落						
1	クリーク水生植物群落	柳川市矢留本町、下宮永町ほか(二ツ川水系の掘割)				
2	セキショウ藻群落					

※太字は主として淡水に生活する植物

資料：田園環境整備マスタープラン（旧柳川市・旧大和町・旧三橋町）

表 1-1-4　注目種リスト（魚類を除く動物相調査）

No.	科名	種名	学名	産地、備考	福岡県	環境庁
鳥類						
1	トキ	クロツラヘラサギ	Platalea minor	干潟および休憩地	CR	CR
2	クイナ	ヒクイナ	Porzana fusca	抽水植物のある水路	NT	－
3	タマシギ	タマシギ	Rostratula benghalensis	水田等	NT	－
4	ツバメチドリ	ツバメチドリ	Glareola maldivarum	干拓地を採餌場利用	VU	VU
5	ウグイス	オオヨシキリ	Acrocephalus arundinaceus	ヨシ原群落に営巣	NT	－
6		オナガ	Cyanopica cyana		EX	
7	カラス	カササギ	Pica pica	文化財保護法	CD	－
●	この他に、ヨシ原等抽水植物の湿地を好む種(ヨシゴイ等)、水田を好む種(タカブシギチュウサギ等)、春秋に渡来・越季する種(ツクシガモ等)もみられるが、近年におけるデータが不足している。干拓地は過去に多くの鳥の渡来地であったが、干拓事業等の水路の直線化や乾田化により渡来数は減っている。					
爬虫類						
1	ヌマガメ	ニホンイシガメ	Mauremys japonica	流水性、水田、池沼	NT	－
2	スッポン	ニホンスッポン	Trioyx sinensis	天然?	NT	－
両生類						
1	アマガエル	トノサマガエル	Rana nigromaculata	水田等	EN	－
貝類						
1	アマオブネガイ	ヒロクチカノコガイ	Neritina violacea	汽水域の礫間やヨシ原等	VU	－
2	タニシ	マルタニシ	Cipangopaludina chinensis laeta	水田や水路等	NT	NT
3	ウミニナ	シマヘナタリ	Cerithidea ornata	ヨシ原帯等	CR～EN	－
4	カワザンショウガイ	オオクリイイロカワザンショウ	Angustassiminea kyushuensis	ヨシ原帯等	CR～EN	－
5	カワザンショウガイ	ムシヤドカリカワザンショウ	Angustassiminea parasitologica	ヨシ原帯等	CR～EN	－
6	カワザンショウガイ	ツブカワザンショウ	Assiminea estuarina	ヨシ原帯等	VU	－
7	カワザンショウガイ	カワザンショウガイ	Assiminea lutea japonica	ヨシ原帯等	NT	－
8	カワザンショウガイ	アズキカワザンショウ	Pseudomphala latericea miyazakii	ヨシ原帯等	VU	－
9	ミズゴマツボ	ミズゴマツボ	Stenothyra japonica	河口の藻の中	CR～EN	－
10	オカミミガイ	ナラビオカミミガイ	Auriculastra duplicata	ヨシ原帯等	CR～EN	－
11	オカミミガイ	オカミミガイ	Ellobium chinense	ヨシ原帯等	VU	－
12	オカミミガイ	キヌカツギハマシイノミ	Melampus sincaporensis	高潮帯の礫間等	CR～EN	－
13	ウミマイマイ	ウミマイマイ	Salinator takii	河口潮間帯中部の泥上	CR～EN	－
14	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	Gyraulus chinensis spirillus	池沼の沈水植物等上	CR～EN	－
15	イシガイ	ニセマツカサガイ	Inversiunio reiniana yanagawaensis	二ツ川水系の砂泥底	CR～EN	NT
16	イシガイ	トンガリササノハ	Lanceolaria grayana cuspidata	二ツ川水系の砂質底	VU	－
淡水産動物						
1	イワガニ	ハマガニ	Chasmagnathus convexus	河口域上限の高水敷	NT	－
2	イワガニ	ベンケイガニ	Sesarmops intermedium	ヨシ原帯上縁の土手	CR～VU	－
3	スナガニ	ムツハアリアケガニ	Camptandrium sexdentaum	やや堅い砂泥質干潟	NT	－
4	スナガニ	アリアケガニ	Cleistoma dilatatum	河口域上限の高水敷	CR～VU	－
5	スナガニ	ハラグクレチゴガニ	Ilyoplax deschampsi	河口～汽水上限域の高水敷等	LP	DD
6	スナガニ	オサガニ	Macrophthalmus abbreviatus	砂泥質干潟の中・下部等	NT	－
7	スナガニ	シオマネキ	Uca arcuata	潮間帯上部の堅泥	CR～VU	NT
8	スナガニ	ハクセンシオマネキ	Uca lactea	潮間帯上～中部の堅砂泥	NT	NT

※太字は主として陸上あるいは淡水に生活する動物
※カテゴリーは資料編、レッドデータブックカテゴリー一覧を参照。

資料：田園環境整備マスタープラン（旧柳川市・旧大和町・旧三橋町）

表 1-1-5　注目種リスト（魚類相調査）

No.	科名	種名	学名	産地、備考	文献1	文献2	文献3	福岡県	環境庁
魚類									
1	ウナギ	ウナギ	Anguilla japonica		●	●	●	NT	－
2	ニシン	コノシロ	Konosirus punctatus			●			
3	カタクチイワシ	エツ	Coilia nasus	有明海～河口感潮帯				VU	VU
4	コイ	コイ	Cyprinus carpio		●		●		
5		ゲンゴウブナ	Carassius cuvieri		※	●			
6		ギンブナ	Carassius auratus langsdorfii		※	●	●		
7		オオキンブナ	Carassius auratus buergeri		※	●			
8		ヤリタナゴ	Tanakia lanceolata		●	●	●	NT	－
9		アブラボテ	Tanakia limbata		●	●	●		
10		セボシタビラ	Acheilognathus tabira subsp.2		●	●	●	CR	VU
11		カネヒラ	Acheilognathus rhombeus		●	●	●	NT	－
12		タイリクバラタナゴ	Rhodeus ocellatus ocellatus		●				
13		ニッポンバラタナゴ	Rhodeus ocellatus kurumeus	河川、水路、湖沼等	●		●	VU	CR
14		カゼトゲタナゴ	Rhodeus ocellatus atremius		●	●	●	VU	VU
15		カワバタモロコ	Hemigrammocypris rasborella	水草の多い緩水路			●	CR	EN
16		ハス	Opsariichthys uncirostris uncirostris		●	●			
17		オイカワ	Zacco platypus		●	●	●		
18		カワムツB型	Zacco temminckii		※	●	●		
19		カワムツA型	Zacco sp.		※	●			
20		ソウギョ	Ctenopharyngodon idellus		●				
21		モツゴ	Pseudorasbora parva		●	●	●		
22		カワヒガイ	Sarcocheilichthys variegatus variegatus		●	●	●		
23		ムギツク	Pungtungia herzi		●	●	●		
24		ゼゼラ	Biwia zezera				●		
25		カマツカ	Pseudogobio esocinus esocinus		●	●	●		
26		ツチフキ	Abbottina rivularis		●		●		
27		ニゴイ	Hemibarbus barbus			●			
28		イトモロコ	Squalidus gracilis gracilis		●	●	●		
29	ドジョウ	ドジョウ	Misgurnus anguillicaudatus	水田、小水路等	●			VU	－
30		ヤマトシマドジョウ	Cobitis matsubarai	水田、小水路等	●		●		
31		スジシマドジョウ小型種	Cobitis sp.	水田、小水路等				EN	EN
32	ギギ	アリアケギバチ	Pseudobagrus aurantiacus					NT	NT
33	ナマズ	ナマズ	Silurus asotus		●		●		
34	アユ	アユ	Plecoglossus altivelis altivelis		●		●	UK	－
35	シラウオ	アリアケシラウオ	Salanx ariakensis	河口汽水域				CR	CR
36		アリアケヒメシラウオ	Neosalanx reganius	河口汽水域				CR	CR
37	カダヤシ	カダヤシ	Gambusia affinis affinis		●				
38	メダカ	メダカ	Oryzias latipes		●	●	●	NT	VU
39	サヨリ	クルメサヨリ	Hyporhamphus intermedius	河口汽水域～淡水				CR	－
40	タウナギ	タウナギ	Monopterus albus		●				
41	カジカ	ヤマノカミ	Trachidermus fasciatus		●			NT	VU
42	スズキ	オヤニラミ	Coreoperca kawamebari	流水性の水路	●	●	●	NT	NT
43	サンフィシュ	ブルーギル	Lepomis macrochirus		●				
44		オオクチバス	Micropterus salmoides		●				
45	ヒイラギ	ヒイラギ	Leiognathus nuchalis			●			
46	タイ	クロダイ	Acanthopagrus schlegeli			●			
47	ボラ	ボラ	Mugil cephalus cephalus			●			
48		セスジボラ	Chelon affinis			●			
49	ハゼ	カワアナゴ	Eleotris oxycephala		●	●		NT	－
50		ドンコ	Odontobutis obscura obscura		●	●	●		
51		ムツゴロウ	Boleophthalmus pectinirostris					VU	
52		トビハゼ	Periophthalmus modestus			●		EN	－
53		ウキゴリ	Chaenogobius urotaenia			●			
54		ウロハゼ	Glossogobius olivaceus			●	●		
55		マハゼ	Acanthogobius flavimanus			●	●		
56		ハゼクチ	Acanthogobius hasta					NT	－
57		アシシロハゼ	Acanthogobius lactipes			●			
58		ゴクラクハゼ	Rhinogobius giurinus			●			
59		シマヨシノボリ	Rhinogobius sp.CB			●			
60		トウヨシノボリ	Rhinogobius sp.OR			●			
61		カワヨシノボリ	Rhinogobius flumineus				●		
62		ヨシノボリ属の一種	Rhinogobius sp.		●				
63		シモフリシマハゼ	Tridentiger bifasciatus			●	●		
64		ヌマチチブ	Tridentiger brevispinis		●	●			
65	タイワンドジョウ	カムルチー	Channa argus		●	●	●		

※太字は主として淡水に生活する魚類
※文献1:心の教育「柳川の掘割学習」資料、2002、二ツ川から柳川市内の掘割にかけて生息する魚たち、今村芳紀
文献2:佐賀自然史研究、1999、矢部川とその周辺水域の魚類相、田島正敏(参考データとして:st.1･2･A･B)
文献3:佐賀自然史研究、1999、福岡県三橋町の用水路における淡水魚相、今坂正一(参考データとして)

資料：田園環境整備マスタープラン（旧柳川市・旧大和町・旧三橋町）